

学会におけるコンプライアンス確立に向けた提言

0517035 久保田 喬
指導教員 皆川 勝

1. 研究背景

貴重な税金を用いて行われ、市民に直接的に影響を与える土木構造物の建設を担う建設業界での不祥事に対する市民の目は、厳しい。しかし、近年でも、建設業界も含め法律や倫理に反する不祥事は多い。

例えば、公共工事の談合、食品の安全、自動車メーカーのリコール隠し、銀行の検査妨害など職業倫理を問われる社会的問題が頻発しており、公的機関が関わる官製の不正も少なくないのが現状である。さらに、大学や研究機関における研究費の不正使用等、研究倫理に関わる問題も後を絶たない。また、グローバル化やIT技術の進展などによる社会経済・環境の大きな変化のうねりの中にあり、建設業界のあり方も鋭く問われている。

このように近年多発している不祥事の解決方法として今コンプライアンスが注目されており、土木学会でも倫理に関する取り組みが重要課題とされている。

2. コンプライアンスとは

コンプライアンスとは企業が事業活動を遂行する上で法令・企業倫理を遵守・実践していく活動であると定義されている。

コンプライアンスは1980年代後半以降の特定分野の違反問題から使われだし、一般的な法令として使われだしたのはここ10年だといわれている。そして、コンプライアンスは新聞やニュースなどでは一般的に「法令遵守」と訳される。しかし、法令遵守を意識しすぎることにより穴ができ、解決できない問題が多く存在する現状がある。

我々、土木技術者はコンプライアンスを尊重し、倫理観に基づいて行動しなければならない。違反すれば株主や市場からの糾弾につながり、企業価値を棄損する。コンプライアンスは事業存続の必要条件と位置付けられており、現在新しい考え方が必要とされている。

キーワード：コンプライアンス

社会的要請

3. 多発する不祥事

コンプライアンスとは企業が事業活動を遂行する上で法令・企業倫理を遵守・実践していく活動と定義したが、この定義はコンプライアンスを広く捉える考え方とも言える。我が国において、多発する原因として挙げられることは上記に記した要因・体質以外に日本人独特の考え方があると考えられる。

日本人は法令に違反する行為をしない、ただ法令を遵守していればいいという短絡的考え方に陥る場合が多いため、その背後にある社会的要請に目を向けることができていない。そこで「コンプライアンス＝法令遵守」と狭く捉える考え方になってしまっている。

この考え方により、反倫理的な活動が多発している。よって、意識改革が必要であるといえる。

4. 土木学会における過去の取り組み

土木学会は約70年前頃より倫理規定についての取り組みを以下のように行ってきた。

表-1：取り組み年表

1938年	土木技術者の信条及び実践要綱
1949年	英文名改 (Japan Society of Civil Engineers) 学術研究者と技術者の集団 であることの再認識
1998年	定款改正 (土木技術者の資質向上を目的に加えた)
1998年	倫理教育小委員会の創設
1999年	技術推進機構を設立 (継続教育制度の検討に着手)
1999年	土木技術者の倫理規定
2001年	継続教育制度及び技術者資格制度の創設
2003年以降	書籍を発刊し啓発・教育課題であることを訴えてきた。

法令遵守

第三者的立場

1938年、土木事業を遂行する上での公正さ、奉仕を意識した内容の「土木技術者の信条及び実践要綱」が発表され、倫理に関する取り組みが始まった。これは、日本の技術系学協会の中ではもっとも先駆的な倫理綱領といえる。1949年には土木学会は「学術研究者」と「技術者」の集団であることの再認識がなされた。そして、1998年に土木技術者の資質向上を学会の目的に加える定款改正が行われ、同年倫理教育小委員会が創設された。翌年の1999年に土木学会技術推進機構を設立し継続教育制度に着手した。同時に土木技術者の倫理規定が発表された。ここでは、「土木技術者はその事実を深く認識し、技術の行使にあたって常に自己を律する姿勢を堅持しなければならない」としている。そして2001年に「継続教育制度及び技術者資格制度」が創設された。この制度では土木技術者に必要とされる専門的能力を持ち、国際的に通用し、倫理観を持った技術者であることが求められている。その後、書籍発刊などを通じて倫理に関し啓発的・教育的取り組みを中心に行ってきた。

5. 土木学会としてどうすべきか

今後土木学会では、立場の明確化を図り、様々な法人、企業の活動・取り組みなども含め倫理に関わる企業不祥事が発生することのないような社会を目指していかなければならない。よって、企業のため、社会のために必要とされるコンプライアンス論の明確化に最重要課題として取り組む必要がある。

6. コンプライアンス違反が起きやすい環境・体質

コンプライアンスに違反する事をコンプライアンス違反と呼び、また、コンプライアンス違反をした企業は、損害賠償訴訟などによる法的責任や、信用失墜により売上低下等の社会的責任を負わなければならない。

コンプライアンス違反は企業の犯す企業犯罪の1つとされ、発覚した場合は不祥事として報道されることも多く、またその不祥事の原因となる比率も高い要素でもある。以下に記す項目は必ずしもコンプライアンス違反を起こす要因となるとは限らないが、その要因となりうる可能性が高いとされている項目である。

1) 拝金主義

消費者や安全を軽視し、利益を最優先する。

2) 秘密主義

隠蔽体質、閉鎖的な体質、バレなければいいという規範意識の欠如。部外者は内部を知ることはできないという認識に由来する。

3) 一族（同族）経営

独裁的な体質。しかし全ての一族経営企業がそうとは限らない。経営者の性格によっては逆に違反が起きにくいこともある。

4) 努力義務を遵守する意識の欠如

努力義務の違反に対する罰則や処分が科されないのを悪用する。

5) 上層部が絶対的な権力を持っている。

6) 自己中心的な幹部、社員、職員が多い。

7) 善悪の区別が付かない幹部、社員、職員が多い。

8) 殿様商売

自社と商品のブランド力が大手だから、と奢り高ぶっている。

9) 縁故採用または天下り幹部が多い。

10) 不祥事を起こした該当者に対する処分が甘い

信賞必罰の精神がない。

11) 精神論に終始したり、当該個人の責任のみを追究し、組織的・構造的な問題の解決に取り組まない。

12) 不祥事を告発した該当者に対する隠蔽および逆恨みで報復人事などの処分を行う 懲戒解雇または左遷、地方への転勤などの重大処分にする。

13) 未上場企業

最近では上場企業のコンプライアンス違反も多い。

14) 人材派遣

最近の都道府県労働局では偽装請負撲滅キャンペーンを行っている。

15) 体育会系企業

7. 法令の存在意義

コンプライアンス論の明確化のために、本来の法令のあり方・存在意義について確認を行う。同時に日本で生じている問題の原因についても究明していく。社会的要請と法令遵守の考え方や関係を図-1に示す。

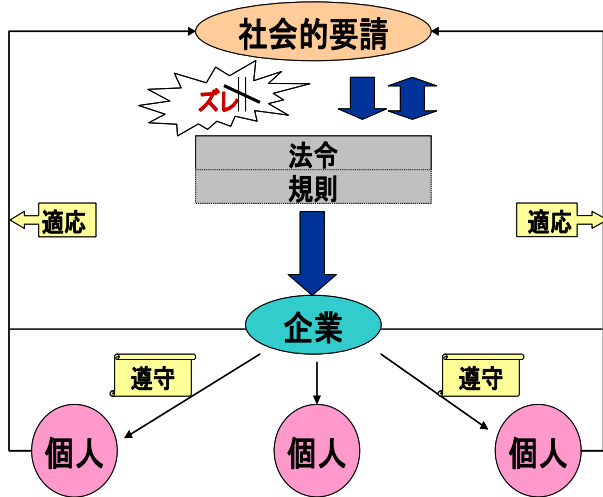


図-1 社会的要請と法令遵守

図-1で示すように、法令の背後には必ずなんらかの社会的要請がある。その要請を実現するためにそれぞれ法令が定められているはずである。したがって、本来は企業・個人が法令を遵守することによって、社会的要請に応えることになるのである。

しかしながら、日本の場合、法令・規則と社会的要請との間にしばしばズレが生じており、不祥事の発生につながっている。社会的要請を満たさない原因として考えられることは、企業が法令・規則のことばかり見てしまい、法令の背後に存在する社会的要請があるということを考えずに問題に対応していることが考えられる。よって、法令は遵守しているけれども社会的要請には反しているという矛盾が生じてしまう。

このような事態を防ぐためにも土木学会として、第三者的な立場からコンプライアンスについて意見を表明することにより、少しでも不祥事が減ると考える。

8. コンプライアンスと環境適応

法の背景となっている社会環境は現在急激に変化している。社会環境の変化を敏感に感じ取り、社会のニーズに応じていくことが必要とされる。図-2にコンプライアンスと社会環境についてのイメージを示す。

企業活動は、社会のニーズに応えるものでなければならない。企業活動を取り巻く環境には、情報環境・安全環境・競争環境・金融環境・労働環境・自然環境など様々な要素が存在し、その要素について

個々に法令が定められている。個々の法令を遵守すれば1つのことに対してプロフェSSIONALになれるが、環境全体に適応することは不可能である。よって社会のニーズに対応することはできない。視野を広くし、環境全体に目をやることによっていち早く環境に適応でき、社会的要請も把握できる。

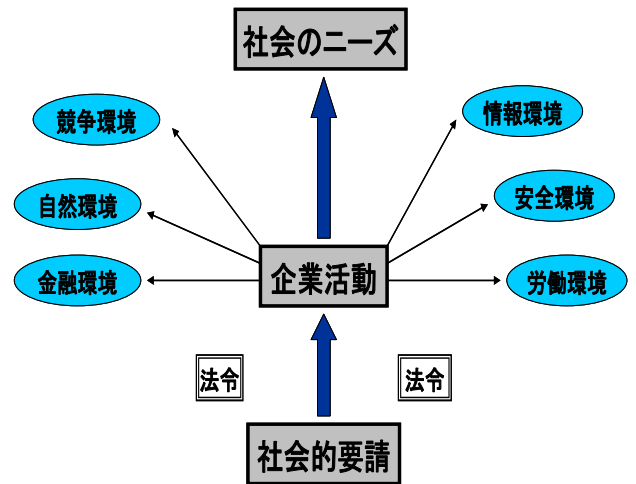


図-2 コンプライアンスと社会環境

コンプライアンスと密接に関係するそれぞれの関係について説明する。

(1) 情報環境

情報技術の進歩は、多くの情報をインターネットによって瞬時入手できる「情報環境」を出現させた。情報が飛躍的に進歩したことでソフトウェアの高度化が環境に変化を与えた。

(2) 安全環境

安全に関する企業の法的責任は強化されてきている。そんな中、法的責任の範囲を大きく超えて社会的責任を追及されることも珍しくない。

(3) 競争環境

企業活動において、良いものを安く供給するという競争が健全に行われれば、社会のニーズに応えた活動になる。しかし、競争原理を徹底することによって、例えば安全や労働者の利益などのその他の価値が損なわれることがある。

(4) 金融環境

銀行融資などの間接金融中心から、証券市場での直接金融への転換は「金融環境」を大きく変えた。どのようにして健全で公正な金融環境に近づけるかは企業活動においても重要な問題である。

(5) 労働環境

労働は自己実現の場である。同時に知的な要素が大きくなっており、労働から知的な創造が生まれる。労働条件の向上を図り、雇用を守るという労働法の目的を実現するには、まず労働環境の質的变化を的確に把握することが必要である。

(6) 自然環境

CO₂の排出規制といった問題を抱える。これらの関係は相互に密着し、関連している。こうした様々な環境に適応し、全体を知ることが必要である。

9. 土木学会の現在の取り組みと課題

現在、土木学会では「倫理・社会規範委員会」を設置し、コンプライアンスに関わる多くの諸問題の対処法また必要性について議論している。また、技術倫理協議会というシンポジウムを開催し、他学会との意見交換や今まで生じた事例についても検討を行い、倫理（コンプライアンス）について議論をしている。

下記に取り組み及び課題を記す。

- 1) 建設産業や建設技術者への疑問にこたえる責務、社会への説明責任
 - 2) 建設産業で頻発する告発事件に対して、土木学会としての行動原理を示す必要性
 - 3) それに照らして現システムのあり方にまで言及
 - 4) “待ちの体勢” から “実践の体勢” へ
- 以上の点を実行することが土木学会の取り組み及び課題である。また、それらに実行できる学会としての組織作りも極めて重要になってくる。

10. 新しいコンプライアンス論（私案）

このように今まで多くの取り組みが行われてきたが不祥事が起こってしまっている現状がある。そこには「コンプライアンス＝法令遵守」という古い考え方が根付いてしまっているからではないかと考察する。そこで、「コンプライアンス＝法令遵守」の縛りを解き、コンプライアンスを法令の背後にある「社会的要請への適応」とし、広く捉え意識改革することが必要である。

新しいコンプライアンス論（私案）を下記に記し、提言する。

<新コンプライアンス論（私案）>

1) 方針宣言

発注案件に対してどのような方針で臨むのか。ターゲットの決定方針。戦略の実行に際してどのような社会適要請があるのかなど細部にわたり社内での共有が不可欠となり、軸となる。

2) 方針実現組織体制を構築

単に「コンプライアンス担当部門」を作るのではなく、企業が社会的要請に応じて事業展開していくために会社自体で組織することが必要。

3) 予防的コンプライアンス

教育をその趣旨や方向性を理解させることを目的として行う。反倫理的行為の有無に関する内部監査実施・通報の奨励・保護など違法行為防止のための日常的活動として行う。

4) 治療的コンプライアンス

反倫理的行為の疑いが生じた場合の社内調査・法執行機関との連携・協力による事実の解明、反倫理的行為の原因究明と再発防止措置の確立。

5) 環境整備

利潤追求と法令順守が一致する環境を実現するための活動。

11. 終わりに

技術者は法令遵守を尊重し、行動しなければならない。しかし、自分本位になり、行動範囲を狭くしてしまいがちである。むしろ、企業のため社会のために何が出来るかを考えることが最も重要である。残された課題である反倫理的行為の対応範囲や学会の罰則等、これからも常に考えていかなければならない。

[参考文献]

- 1) 島本幸一郎・六川浩明・多田敏明：建設業コンプライアンス入門，大成ブックス，2008.9.
- 2) 郷原信郎：法令遵守は日本を滅ぼす，新潮社，2008.9.
- 3) (社)土木学会：技術は人なり—プロフェSSIONALの技術者倫理—，2005.9.20
- 4) 後藤啓二：企業コンプライアンス，文藝春秋，2006.9.20